

平成27(2015年)5月15日

大阪狭山市長 古川照人 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会

委員長 溝手真理

平成27年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

平成27年度市民公益活動促進補助金交付申請のあった自立促進部門4事業について、平成27年4月19日に大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき実施された公開審査において、本委員会の専門部会である協働事業評価部会の審査結果を踏まえ、平成27年5月14日開催の市民公益活動促進委員会で審議した結果を別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果につきましては、協働事業評価部会において各委員が審査基準に基づき、申請書類の内容を精査するとともに、各団体による公開プレゼンテーションを通して事業に対する熱意を確認のうえ、総合的に判断したものを本委員会で審議し、まとめたものでございます。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本審査結果報告を尊重していただきますようお願い申し上げます。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見書

～平成27年度市民公益活動促進補助金申請事業審査～

1. はじめに

大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下「本会」という）は、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱（以下「要綱」という）第9条の規定により、補助対象事業の選考等に関し、本会からの意見を市長より求められていることから、平成26年10月23日及び平成26年12月4日並びに平成27年2月12日に開催の会議において、平成27年度市民公益活動促進補助金の募集について審議を行い、併せて同補助金の申請に係る審査を行うための専門部会として、協働事業評価部会（以下「部会」という。）を大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則第7条の規定に基づき設置しました。

部会では、公開審査に向け、できる限り実り多いものにするために、事前及び審査後の打ち合わせを精力的に行い、部会委員8人が審査員となり、平成27年度補助金申請に係る書類審査及び公開審査を行いました。

平成26年度12月4日付け本会からの「大阪狭山市市民公益活動促進補助金の制度改正について（中間意見）」に基づき、新たに市民公益活動をめざし、団体の設立をしようとするものを対象とした入門部門を新設するなどの要綱の一部改正が実現しました。

しかし、残念ながら、入門部門及びチャレンジ部門についての申請はなく、自立促進部門に4事業（内、1団体取りさげ）のみの申請であり、昨年度より2年連続新規事業がない結果となりました。

本会としては、今後もあらゆる機会を通じて、制度の周知に努める必要があると感じています。

なお、公開プレゼンテーションにおける申請団体の発表は、回を重ねるごとにパワーポイントを活用するなど工夫がみられ、充実してきています。市民公益活動団体が一堂に会し、互いの活動に耳を傾ける姿は、本制度が推奨する「学びの機会」そのものであると感じました。

2．審査結果

平成27年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は、別紙のとおりです。

3．補助対象事業の採択について

本会において慎重に審議した結果、申請のあった自立促進部門の3事業については、採択は妥当と思われる。なお、市として交付の可否を決定する際には、事業及び予算内容をさらに精査のうえ行っていただくよう重ねてお願い申し上げます。

4．審査内容から意見すべき点

今回の申請事業はいずれも市民公益事業として意義深いものとなっていますので、多くの人々の理解と賛同を得られるよう、市民公益活動のさらなる活性化につなげる必要があると考えます。

また、今年度事業で補助金の交付が5年目を迎える団体が1団体ありますが、これまでの活動での成果は着実に上がっていると思われるので、来年度以降も事業を継続的に展開していく上での財源確保や人材確保などの課題について、財源の獲得方法、人材の発掘や育成、効果的な広報の方法などにつ

いてアドバイスが必要と考えます。

5. おわりに

本会として、市民公益活動促進補助金申請事業の審査及び市に対しての報告は、平成16年度から12回目を迎えました。

今後も、これまでの経験を踏まえ、申請団体や市民にもわかりやすい審査に努めてまいります。

「入門部門」を活用した公益活動への新しい取り組みについて、新規申請者の拡大に向けた検討を行い、より良い制度として着実に進められるよう市長の諮問機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。